

## 令和3年度 第10回 政策調整会議 会議録

- 
- ◆開催日時：令和3年12月21日（火） 14：00～14：30
  - ◆開催場所：第2理事者控室
  - ◆出席委員：堤副市長、戎井副市長、大下教育長、西川総合政策部長、残総務部長、寺本財務部長、山本福祉部長
- 

### ◆審議事項

- ・第5次岸和田市地域福祉計画について・・・・・・・・・・・・・・・・福祉政策課⇒承認
- 

### ◆審議概要

#### 『第5次岸和田市地域福祉計画について』

〈説明者〉鈴木福祉政策課長

- ◎付議依頼書に基づき説明
- ◎説明後、質疑応答

〈堤副市長〉第4次計画との違いを明確にすること。「増進型地域福祉」の特徴については、概要版にも明記しておくこと。憲法第13条の幸福追求権が基盤であるという思想を打ち出せるように。アンケートから市の課題が見える。居住年数について、6割が30年未満で、4割が30年以上となっており、他のアンケートと合わせても、新規住民と長く住んでいる住民の意識格差や地域福祉への課題がわかってきた。地域づくりについての問いに対し、6割超が「たまたま、ここに住んでいるだけで特に関心や愛着はない」と答えている。その溝を埋める施策が必要。そのためには、地域包括支援センター等による公的な支援も重要になってくる。また、世帯数そのものや1人世帯数が増加傾向であり、高齢者の孤独・孤立・孤食への対策を検討していく必要がある。高齢者の居場所づくりとして空き家等を活用していくことも考えていくこと。また、インフラ整備は今後、地域福祉でも重要になってくる。ソフト面に限らず、ハード面も含めた総合的な政策を行っていく必要がある。地域包括支援センターの役割も広がっていくため、各部局との横の連携も合わせて強化していくように。“幸せ”の実現に向け、様々な側面からアプローチを行うこと。

〈戎井副市長〉「増進型地域福祉」を、概要版でもわかりやすく説明すること。また、文言の整理をすること。包括的な支援体制をどう構築していくかが重要である。「地域福祉活動推進計画」は岸和田市社会福祉協議会が別途作成することになっており、新たに追加される成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画は図で示しているが、岸和田市社会福祉協議会との関係性も含め全体像が見えづらくなっている。どのように体制を構築するのか、誰が中核となるのか関係図などがあるとよい。

- 〈福祉政策課長〉 成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画については、それぞれ法制定があり、個別に計画を立てるか、あるいは地域福祉計画へ包含するか、いずれでもよいとされている。本体との連携については持ち帰りブラッシュアップする。
- 〈戎井副市長〉 全体像の明確化もお願いしたい。縦割りではなく横の連携を行えるよう体制はどのようになっているか。
- 〈福祉政策課長〉 基本目標として、大項目・中項目・小項目があり、小項目に基づき、各課で展開し、福祉政策課においてとりまとめ、連携を図りたいと考えている。
- 〈戎井副市長〉 各部局や関係団体と十分に連携できるよう工夫されたい。計画内の図に「中核機関」という言葉があり、文章中では「権利擁護支援会議」とある。図と文章の言葉が合うよう適宜修正されたい。
- 〈教 育 長〉 概要に、「本計画は福祉分野の上位計画」とあるが、一方で「本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく『岸和田市成年後見制度利用促進計画』、及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく『岸和田市再犯防止推進計画』を包含する」とある。個別計画を包含しているにも関わらず上位計画という混乱が生じるため、わかりやすく文言を整理されたい。また、本編の岸和田市成年後見制度利用促進計画部分の「地域連携ネットワークの充実」について、①の下段と②では内容の重複が見られるので整理すること。また、増進型地域福祉の特徴としての「その人らしさ、その地域らしさの実現」の説明で、「マイナスからゼロへという目標ではなく」という文章がわかりづらい。全体的に文章のブラッシュアップをされたい。
- 〈財 務 部 長〉 市と岸和田市社会福祉協議会が別に計画を策定しても、実行段階でサービスの受け手が混乱することのないよう、これまで以上に連携を十分に図ること。
- 〈戎井副市長〉 基本理念のうち、包括的な支援体制の構築の内容にある「市民が主体的に地域課題を把握し解決できる環境の整備」は、自治型地域福祉の推進になるのではないかと整理をされたい。
- 〈総 務 部 長〉 買い物支援の取組についての検討の内容において、連携・協働する主体として「事業者等」とあるが、具体的にどのような事業者をイメージしているかわかったほうがよいのではないかと。バスといったモビリティについても触れつつ、モビリティサービス・クロスセクター・ミーティングとも連携しながら進めてもらいたい。また、議会等へは、福祉相談の際に最初の窓口となる部署について合わせて説明できるようにしておくこと。
- 〈総合政策部長〉 本案件について、一部修正のうえ政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案一部修正のうえ承認し、政策決定会議に付議する。



付議会議	令和3年度 第10回会議
付議事項	第5次岸和田市地域福祉計画の策定について

★取組の目的

対象	市民、福祉事業者、行政 等
どのような状態を目指す	「みんなで創意工夫し支え合い、笑顔あふれるまち」を5年後のめざすべき姿として設定し、基本理念である増進型地域福祉を推進するとともに、暮らしのなかでの課題やニーズに気づき、地域において福祉をはじめ他の分野における課題や目標を主体的に話し合い、創意工夫のもと活性化する地域づくりの実現を目指す。

★総合計画上の位置付け

108030101	基本目標	I-8 みんながみんなを大事にし、見守る
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(3)ともに支えあう地域社会になっている
	目指す成果	①お互いに助けあう地域の関係ができています
	行政の役割	ア 地域の中でお互いに助けあえる関係づくりを支援する

★現状と課題

社会福祉法の改正より、国においては、様々な生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を推進している。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定により、市町村において基本的な計画を定めることが努力義務とされ、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいことが示されている。これらの国の動向や法の趣旨を踏まえ、次期地域福祉計画においては、包括的な支援体制の構築を基本理念へ追加するとともに、成年後見制度利用促進計画や再犯防止推進計画を内包するものとした。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
第4次地域福祉計画・地域福祉活動推進計画推進委員会	180	180	450					
地域福祉計画策定			4,400					
(仮)第5次地域福祉計画推進審議会				205	205	205	205	205
財源内訳	国費							
	府費			4,400				
	起債							
	一般財源	90	90	225	205	205	205	205
	その他	90	90	225				
事業費	計			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
			1,025	205	205	205	205	205

★当該事項に関連する人員増の必要性\*

人員増の必要性	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
有					
無					

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	R1年度	R2年度	R3年度	目標値				
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①									
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。